風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案新旧対照条文

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一号)(傍線部分は改正部分)

| (著しく射幸      | (著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準)改正案    |
|-------------|--------------------------------|
| 第九条 法第四     | 法第四条第四項の国家公安委員会規則で定める基準は、次の    |
| 表の上欄に掲      | 表の上欄に掲げる遊技機の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄 |
| に定めるとおりとする。 | りとする。                          |
| 遊技機の種       | 著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準         |
| 類           |                                |
| ぱちんこ遊       | 一分間に四百円に当該金額がその対価の額(           |
| 技機          | 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第二十          |
|             | 八条第一項に規定する対価の額をいう。) であ         |
|             | る課税資産の譲渡等 (消費税法第二条第一項第         |
|             | 九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。)に          |
|             | つき課されるべき消費税に相当する額及び当該          |
|             | 課されるべき消費税の額を課税標準として課さ          |
|             | れるべき地方消費税に相当する額 (以下「当該         |
|             | 金額消費税等相当額」という。)を加えた金額          |
|             | の遊技料金に相当する数を超える数の遊技球(          |
|             | 遊技の用に供する玉をいう。以下この項及び次          |
|             | 項において同じ。) を発射させることができる         |
|             | 性能を有する遊技機であること。                |

とができる性能を有する遊技機であること。

## **一八 (略)**

# (遊技料金等の基準)

号に定めるとおりとする。する基準は、次の各号に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ当該各第三十五条(法第十九条の国家公安委員会規則で定める遊技料金に関

- まあじやん屋 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金
- 次に掲げるまあじやん台の種類の区分に応じ、それぞれ次に定イ(客一人当たりの時間を基礎として遊技料金を計算する場合額に当該金額消費税等相当額を加えた金額を超えないこと。
- (1) 全自動式のまあじやん台 一時間につき六百円める金額
- (2) その他のまあじやん台 一時間につき五百円
- れ次に定める金額る場合の種類の区分に応じ、それぞの場合のでの出げるまあじやん台の種類の区分に応じ、それぞロのまあじやん台一台につき時間を基礎として遊技料金を計算す
- (1) 全自動式のまあじやん台 一時間につき二千四百円
- (2) その他のまあじやん台 一時間につき二千円
- る次に掲げる遊技機の種類に応じ、それぞれ次に定める金額に当一 ぱちんこ屋及び令第七条に規定する営業 当該営業所に設置す

該金額消費税等相当額を加えた金額を超えないこと。

- イ ぱちんこ遊技機 玉一個につき四円
- に定める金額 ロ 回胴式遊技機 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次

## 二~八 (略)

## (遊技料金等の基準)

号に定めるとおりとする。する基準は、次の各号に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ当該各第三十五条(法第十九条の国家公安委員会規則で定める遊技料金に関

- | 額を超えないこと。| まあじやん屋 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金|
- りる昼頁 次に掲げるまあじやん台の種類の区分に応じ、それぞれ次に定不 客一人当たりの時間を基礎として遊技料金を計算する場合
- める金額
- (2) その他のまあじやん台 一時間につき五百三十円(1) 全自動式のまあじやん台 一時間につき六百三十円
- れ次に定める金額 る場合 次に掲げるまあじやん台の種類の区分に応じ、それぞ口 まあじやん台一台につき時間を基礎として遊技料金を計算す
- (1) 全自動式のまあじやん台 一時間につき二千五百二十円
- (2) その他のまあじやん台 一時間につき二千百二十円
- えないこと。
  る次に掲げる遊技機の種類に応じ、それぞれ次に定める金額を超二。ぱちんこ屋及び令第七条に規定する営業。当該営業所に設置す
- ぱちんこ遊技機 玉一個につき四円
- に定める金額 ロー回胴式遊技機 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次

- 玉を使用する遊技機 玉一個につき四円
- ハ アレンジボール遊技機 (玉又はメダルを使用するものに限 メダルを使用する遊技機 メダルー枚につき二十円

る。) 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める

- (2) メダルを使用する遊技機 メダルー枚に(1) 玉を使用する遊技機 玉一個につき四円 メダルを使用する遊技機 メダルー枚につき二十円
- 一 じやん球遊技機 (玉又はメダルを使用するものに限る。)

次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- 玉を使用する遊技機 玉一個につき四円
- メダルを使用する遊技機 メダルー枚につき二十円
- 技機に係る遊技料金その他の事情を考慮して国家公安委員会が 定める金額 その他の遊技機が遊技機の種類及び遊技の方法並びに他の遊
- る遊技料金その他の事情を考慮して国家公安委員会が定める金額 に当該金額消費税等相当額を加えた金額を超えないこと。 その他の営業(営業の種類及び遊技の方法並びに前二号に掲げ
- 3 額を超えないこととする。 に関する基準は、九千六百円に当該金額消費税等相当額を加えた金 法第十九条の国家公安委員会規則で定める賞品の価格の最高限度

2

(略

- 玉を使用する遊技機 玉一個につき四円
- ハ(アレンジボール遊技機 ( 玉又はメダルを使用するものに限 る。) 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める メダルを使用する遊技機 メダルー枚につき二十円
- 金額 (1) 玉を使用する遊技機 玉一個につき四円
- メダルを使用する遊技機 メダルー枚につき二十円
- 一 じやん球遊技機 (玉又はメダルを使用するものに限る。) 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 玉を使用する遊技機 玉一個につき四円
- メダルを使用する遊技機 メダルー枚につき二十円
- 技機に係る遊技料金その他の事情を考慮して国家公安委員会が その他の遊技機が遊技機の種類及び遊技の方法並びに他の遊

定める金額

- を超えないこと。 る遊技料金その他の事情を考慮して国家公安委員会が定める金額 その他の営業(営業の種類及び遊技の方法並びに前二号に掲げ
- 2 (略)
- 3 に関する基準は、一万円を超えないこととする。 法第十九条の国家公安委員会規則で定める賞品の価格の最高限度